

## 中国会計・税務実務ニュースレター

### 今回のテーマ： 中国の印紙税法

本年6月1日、中国の第13期全国人民代表大会（全人代、国会に相当）常務委員会第29回会議において「中華人民共和国印紙税法」（以下、「印紙税法」）が採択・公布されました。これにより、これまで30年余りの歴史を持つ「中華人民共和国印紙税暫定条例」（以下、「暫定条例」）は立法化により「法」に格上げされることになりました。新税法の施行日は、2022年7月1日となっています。

本稿では、税法として立法化された印紙税について解説します。

#### 1. 「暫定条例」から「印紙税法」までの道のり

1998年10月1日、「中華人民共和国印紙税法暫行条例」が施行されました。

2018年11月1日、中国財政部、中国国家税務総局は、国家税務総局の公式サイトにおいて「中華人民共和国印紙税法（意見募集稿）」を公表し、パブリックコメントの募集を行いました。

2021年1月4日、同国の李克強（り こっきょう）総理は、国務院（内閣に相当）の常務会議において、「中華人民共和国印紙税法（草案）」を可決しました。

2021年6月10日、冒頭の通り、「中華人民共和国印紙税法」（以下、「印紙税法」）が採択・公布されました。同法は、2022年7月1日より施行される予定です。

#### 2. 「暫定条例」と「印紙税法」の比較

印紙税法は20条で構成され、現行税制の枠組み自体が大きく変更されていませんが、暫定条例と比べ、納税義務者範囲の拡大、税額計算根拠の明文化、課税証憑の分類の集約又は細分化、税率（一部）の引き下げ、証券取引に係る追記が行われました。

##### (1) 納税義務者（暫定条例：第1条、印紙税法：第1条）

暫定条例では、中国国内で課税文書を作成する企業と個人のみを納税義務者としており、中国国内で使用される文書等が国外で作成された場合については明確ではありませんでした。印紙税法においては、中国国内で使用される文書を国外で作成する企業や個人も納税義務者として追加されました。

##### (2) 税額の計算根拠（暫定条例：第5条、印紙税法：第5条）

印紙税額の計算について、暫定条例では、「納税義務者自身が計算する」とあり、納税義務者に与える裁量権が大きかったものの、詳しい計算根拠を明確に定めていませんでした。

印紙税法においては、計算根拠が以下のように明文化されました。

- ◇ 課税契約の計算根拠は、契約記載の金額にて、増値税は含まれない。
- ◇ 権利譲渡文書の計算根拠は、権利譲渡文書記載の金額にて、増値税は含まれない。
- ◇ 営業帳簿の計算根拠は、払込資本金（株式資本）と資本剰余金の合計額とする。
- ◇ 証券取引の場合は、計算根拠を取引金額とする。

## (3) 課税文書分類・税率に係る主な変更点

暫定条例と比べ、印紙税法は一部の課税文書等の分類が集約又は細分化されたほか、税率の引き下げも行われました。変更のあった主な課税文書は以下の通りです。

変更前		変更後		変更点のまとめ
賃借契約	借入金の0.005%	賃借契約	借入金の0.005%	・ 課税文書分類の細分化
		ファイナンスリース契約	リース料の0.005%	
加工請負契約	加工又は請負報酬額の0.05%	請負契約	報酬額の0.03%	・ 契約範囲の調整 *加工請負→請負 ・ 税率の引き下げ
建設工事地質調査・設計契約	代金の0.05%	建設工事契約	代金の0.03%	・ 課税文書分類の集約 ・ 建設工事地質調査・設計契約に係る税率の引き下げ
建設据付工事請負契約	代金の0.03%			
貨物輸送契約	輸送費の0.05%	輸送契約	輸送費の0.03%	・ 契約範囲の調整 *貨物輸送→輸送 ・ 税率の引き下げ
倉庫貯蔵保管契約	貯蔵保管費の0.1%	保管契約	保管費の0.1%	・ 課税文書分類の細分化
		倉庫貯蔵契約	貯蔵費の0.1%	
権利譲渡文書	記載額の0.05%	土地使用权、建築物所有権の譲渡等に係る文書	代金の0.05%	・ 課税文書分類の細分化 ・ 商標権等の譲渡に係る税率の引き下げ
		持分譲渡に係る文書	代金の0.05%	
		商標権、著作権、特許権、ノウハウ使用权の譲渡に係る文書	代金の0.03%	
営業帳簿	資金記載帳簿は払込資本金と資本剰余金の合計額の0.05%、その他の帳簿は5円	営業帳簿	払込資本金（株主資本）、資本剰余金合計額の0.025%	・ 税率の引き下げ

なお、証券取引に関しては、譲渡人が印紙税の徴収対象だが、譲受人は徴収対象でないと定められています。(印紙税法 第3条)

**お見逃しなく！**

印紙税の立法化により、中国現行の18種類の税目のうち、12種類の税目につき税法として立法化されました。現時点まだ「暫定条例」等により定められている税目は、増値税と、消費税、不動産税、都市土地使用税、土地増値税、関税の6種類のみです。